

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の概要

種の保存法（平成 4 年）は、希少野生動植物種等について、その捕獲、譲渡し等の禁止や、生息地等の保護によって、種の保存を図るもの。

1. 法の対象種及び個体の取扱いの規制

①国内希少野生動植物種

- ・本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種。
 - － トキ、イリオモテヤマネコ、レブンアツモリソウ等、259 種を指定。
- ・生きている個体の捕獲・採取等、個体等の譲渡し・陳列等、輸出入の禁止等

②特定第一種国内希少野生動植物種

- ・国内希少野生動植物種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることができる等、一定の条件を満たすもの。
 - － ハナシノブ、キタダケソウ等、35 種の植物を指定。
- ・生きている個体の捕獲・採取等を禁止等（人工繁殖個体の流通は可能）
- ・特定第一種種の個体等の譲渡し等の業務を伴う事業（特定国内種事業）を行おうとする者は、環境大臣及び農林水産大臣に届け出が必要。

③特定第二種国内希少野生動植物種

- ・国内希少野生動植物種のうち、種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであることや、繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと等、一定の条件を満たすもの。
 - － 平成 29 年法改正で制度化。2019 年～先行指定、2021 年～本格指定開始予定。
- ・販売・頒布の目的での捕獲・採取等や、個体等の譲渡し・陳列等を禁止。輸出入の禁止等

④緊急指定種

- ・新種や再発見の種などで、その種の保存を特に緊急に図る必要がある種について 3 年を超えない期間で、環境大臣が官報に公示し、指定。
 - － 平成 30 年 12 月現在、ケラマトカゲモドキを指定（平成 29 年 9 月指定）。
- ・生きている個体の捕獲・採取等、個体等の譲渡し・陳列等の禁止、輸出入の規制等

⑤【参考】国際希少野生動植物種

- ・ 国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物種（CITES 附属書 I 掲載種、二国間渡り鳥条約通報種）
 - － ゴリラ、うみがめ科全種、チリーマツ等、790 分類群を指定。
- ・ 個体等の譲渡し・陳列等の禁止、輸出入の規制等

2. 生息地等保護区による保全

- ・ 国内希少野生動植物種の保存のために必要があると認めるときは、環境大臣が生息地等保護区を指定。
- ・ 管理地区（規制行為には許可が必要）及び監視地区（規制行為には届け出が必要）に分けて行為規制。また管理地区には立入制限地区も指定できる。
 - － 平成 30 年 12 月現在、7 種 9 地区を指定し、合計面積は 890.18ha。

3. 保護増殖事業による保全

- ・ 環境大臣及びその他の国の行政機関の長は、保護増殖事業（個体の繁殖の促進、生息地又は生育地の整備等）の適正かつ効果的な実施に資するため、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を策定。
 - － 平成 30 年 10 月現在、64 種（亜種を含む。）について、51 計画を作成。
- ・ 国、地方公共団体等は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を実施。
- ・ 環境大臣は、国以外の者が行う保護増殖事業を認定（地方公共団体の場合は「確認」）
認定保護増殖事業等として実施する事業は、捕獲等や譲渡し等について許可手続きを経ずに行うことができる。
 - － 平成 30 年 10 月現在、37 団体を確認又は認定。

4. 希少種保全動植物園等の認定

- ・ 希少野生動植物種の取扱いが種の保存に資するものとして一定の基準に適合した動植物園等（動物園、植物園、水族館、昆虫館等）を、環境大臣が認定。
 - － 平成 29 年の種の保存法改正において制度化。平成 30 年 12 月現在、3 園館を認定。
- ・ 認定を受けた動植物園等は、種の保存に資する取組を円滑に進めるために、希少野生動植物種の譲渡し等について、許可手続きを経ずに行うことができる。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の概要

(平成4年6月制定・平成5年4月施行)

※H29改正で新設した事項は赤字

(我が国に生息する希少種の保護)

(外国産の希少種の保護)

